

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号					
不利益処分の種類	介護サービス事業者の業務管理体制の公表	根拠条項	第115条の34第2項					
処分基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の34第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(2) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について （平成21年3月30日老発第0330076号）</p> <p>(3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について （平成21年3月30日老発第030077号）</p>							
対応区分		処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課		目次NO	